

# 都城盆地 土地改良区だより

第13号

令和4年1月発行  
都城盆地土地改良区

TEL:(0986)45-6695



## 目次

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| P1. 理事長あいさつ    | P4. 給水栓の管理について  |
| P2. 第14回通常総代会  | P4. 土地改良施設定期診断  |
| P3. 賦課金について    | P5. 水管橋塗装工事について |
| P3. 給水スタンドについて | P6. 県営事業について    |
|                | P7. 組合員の皆さまへ    |



## 組合員の皆様へ

都城盆地土地改良区  
理事長 島田 孝一

新春の候、組合員の皆様におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素より、国・県・市町及び関係機関の皆様には関連事業の推進並びに当土地改良区の運営に特段のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、農業を取り巻く状況は、耕作者の高齢化並びに担い手の減少等構造的な問題に加え、耕作放棄地の増加など厳しい状況にあります。その結果、生産基盤の弱体化に歯止めがかからず、基幹的な農業従事者も5年で39.4万人の減少となり、そのうち36.7万人が50歳以上であり農業労働力の確保が課題とされています。このような情勢の中において、国は持続可能な地域づくりをするために、経営規模や家族・法人などの経営形態にかかわらず、担い手となる認定農業者や集落営農組織の育成・確保を進めております。これからは、農業者が安定的に生産・供給する体制を確立するとともに、自らの経営の安定を図り、営農を継続することが今まで以上に重要となっております。

「都城盆地の営農を変える」このことは、当都城盆地土地改良区の当初からのスローガンである「畑かん営農で儲かる農業の実現」に繋がる、質・量ともに安定した都城盆地農業の確立にあります。畑地かんがい用水の活用を都城盆地農業の大きな改革のきっかけにし、担い手育成や六次産業化を推進することにより、当地区の農業はますます発展すると考えております。

今後も畑かんの豊かな水の有効活用による儲かる農業の実現に向け、国や県、市町、農業者、関係団体等と連携・協働しながら、農業をめぐる情勢の変化に対応しつつ、畑かん事業の計画的かつ効果的な実施に取り組んでまいります。

最後になりましたが、組合員の皆様のなお一層のご健勝とご健康を心からお祈り申し上げ、理事長挨拶といたします。

# 第14回通常総代会

## 議決事項

令和3年3月25日(木)、新型コロナウイルス感染症の動向を鑑み、書面議決による都城盆地土地改良区第14回通常総代会を執行しました。

議長に的場総代(第5区都城市高崎町)、議事録記名人に長友総代(第1区都城市)及び内山総代(第3区都城市高城町)を迎え、当該3名による確認のもと採決が行われました。

提出された8議案の全てについて、賛成多数により原案のとおり可決されました。

- 第1号 令和元年度事業報告、収入支出決算及び財産目録について(監査報告)
- 第2号 規程の改正について
- 第3号 令和3年度事業計画について
- 第4号 令和3年度賦課金及び徴収方法について
- 第5号 令和3年度役員報酬について
- 第6号 令和3年度一時借入金の最高限度額及び借入先並びに金銭預入先金融機関について
- 第7号 令和3年度収支予算について
- 第8号 役員の補欠選任について

## 令和元年度収支決算

### ■一般会計収支決算

(単位：円)

収入の部			支出の部		
科目	決算額	付記	科目	決算額	付記
1 土地改良事業収入	4,333,150	経常賦課金	1 事務費	11,273,745	事務費・役員会費・総代会費
2 使用料	2,874,540	スタンド使用料・他目的使用料	2 管理費	61,537,445	施設管理費・基幹水利施設管理費
3 負担金及び補助金	16,285,000	運営負担金・管理体制整備費	3 財産費	2,023,790	退職引当金
4 受託費	46,413,340	管理委託事業・基幹施設管理事業・土層改良	4 予備費	0	
5 雑収入	269,374	督促手数料・延滞金・預金利息			
6 繰入金	5,000,000	特別会計事業積立金から繰入			
7 借入金	0				
8 繰越金	1,097,425	前年度繰越金			
計	76,272,829		計	74,834,980	

※差引残額 1,437,849 円 (令和2年度会計へ繰越)

## 令和3年度収支予算

### ■一般会計収支予算

(新土地改良区会計基準によって科目を分類)

(単位：円)

収入の部			支出の部		
科目	予算額	付記	科目	予算額	付記
1 土地改良事業収入	6,301,000	経常賦課金・特別賦課金・転用決済金	1 土地改良事業費支出	68,590,000	維持管理費・受託業務費
2 附帯事業収入	2,302,000	他目的使用料	2 一般管理費支出	13,648,000	運営事務費
3 基本財産運用収入	1,000	基本財産利息	3 借入金返済支出	1,000	
4 特定資産運用収入	1,000	特定資産利息	4 支払利息	1,000	
5 補助金等収入	65,174,000	管理体制整備事業・施設管理事業	5 固定資産取得支出	1,000	
6 業務委託料収入	10,860,000	基幹水利施設管理事業・土層改良	6 補償金預り金支払	1,000	
7 雑収入	151,000	受取利息・過年度収入・過怠金収入	7 基本財産積立支出	2,000	
8 借入金収入	1,000		8 特定資産積立支出	2,353,000	職員退職給付引当積立資産
9 基本財産取崩収入	2,000		9 予備費	200,000	
10 特定資産取崩収入	1,000				
11 固定資産売却収入	1,000				
12 補償金預り金収入	1,000				
13 他会計繰入金	0				
14 繰越金	1,000	前年度繰越金			
計	84,797,000		計	84,797,000	

## 賦課金について

※賦課金は期限内に納入しましょう！！

賦課基準		備考	
種別	10aあたり年間		
普通畑	2,500 円		
ハウス	加温機有	21,000 円	令和2年度～4年度までは15,000円。
	加温機無	12,000 円	販売用野菜苗・観賞用作物含む。
育苗施設・雨よけハウス	6,000 円		
茶	防霜有	11,000 円	
	防霜無	6,000 円	

水利用者に賦課

★賦課金の納入に便利な口座振替をご利用ください★

- ・賦課金を支払いに行く手間・支払い忘れがなくなります。
- ・口座振替をご利用頂ければ手数料はかかりません。  
(※振込の場合は手数料が自己負担となります。)

◎口座振替が可能な金融機関

- ・JA都城
- ・宮崎銀行
- ・その他の金融機関については事務局へお問い合わせ下さい。

【口座振替について、ご不明な点がございましたら当土地改良区までお問合せください。】

## 給水スタンドについて

種別		金額	備考	
コイン式 (1枚当り)	大コイン	100円	500ℓ自動給水	組合員外は使用できません コインは土地改良区事務所で販売しています。 地区内に11箇所設置してあります。
	小コイン	50円	250ℓ自動給水	
鍵式 (年間)	個人	3,000円	バルブ手動操作	申請が必要(下記の3箇所) ・森田原(野々美谷町) ・宮ノ原(三股町樺山) ・牧原(高城町大井手)
	法人	30,000円		

### ●給水スタンドをご利用の皆様へ

○組合員の方のみ給水スタンドの利用ができます。

- ・共同利用施設ですので、使用者が責任を持って後片付けを行ってください。
- ・かん水や防除などの用水としてお使いください。(生活用水等の使用はできません。)
- ・薬剤を投入する場合は、給水スタンドのホースを抜いてから投入してください。  
また、ホースを使って薬剤を混ぜないようにしてください。
- ・鍵式給水スタンドは、申込者以外の不正利用を防ぐため、使用後は必ず施錠をしてください。
- ・コイン式給水スタンドについて、汚れたコインは投入口詰まりの原因となりますので、きれいに汚れを落としてからご使用ください。



## 給水栓の管理について

### ★給水栓の適切な利用・管理をお願いします！

- 給水栓の開閉はゆっくり行ってください。  
水を出す→反時計回り 水を止める→時計回り
- 全閉にしても水が止まらない場合は、小石等の異物の噛み込みが考えられますので、2～3度バルブを開閉して洗い流してみてください。  
(※それでも止まらない場合はご連絡ください。)
- 使用しない時は必ずバルブをしっかりと閉め、給水マスの蓋をかぶせてください。
- **トラクター等のひっかけによる漏水事故（給水栓破損）が度々起きています。**  
(※この場合、全額個人負担での復旧となります。)

修理をするまでの間、同じパイプライン上の畑では水利用ができなくなり迷惑をかけることとなります。

このような事故を防ぐ為にも、給水栓の位置が分かるように目印となるような物を立てておく等の工夫をしていただくようご協力をお願いします。



給水栓破損による漏水

【漏水が発生した際は、個人で復旧・修理する場合でも必ず当土地改良区へ連絡をお願いします。】

## 土地改良施設定期診断

令和3年9月に宮崎県土地改良事業団体連合会による土地改良施設10箇所の管理指導及び定期診断が行われました。経年劣化による軽微な補修が必要な施設もありましたが、大きな機能の低下等もなく現状の維持管理を続けてほしいとのことでした。

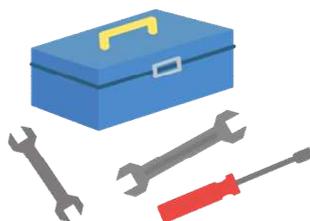
今後も安定的な用水供給のため、適切な施設の維持管理に努めてまいります。



建屋点検



電気設備点検



ポンプ設備点検



## 水管橋塗装工事について

都城盆地土地改良区では毎年全水管橋の目視点検を行っており、水管橋の長寿命化のために塗装補修工事を行っています。

令和2年度には造成から15年以上経過した水管橋のうち、塗装面の劣化及び発錆等が見られる5箇所について国営造成施設管理体制整備促進事業を活用し塗装補修工事を実施しました。

令和3年度は5箇所の塗装補修工事を行っており、3月に完成予定です。

### 管体及び空気弁に発生した塗装の劣化状況



塗膜剥離



チョーキング



空気弁発錆

### 水管橋の塗装補修工事の着工前・完成



着工前



完成



### 空気弁パッキン交換作業

水管橋上へ露出設置してある空気弁については、紫外線や気温の変化等の外的要因によるパッキンの劣化が顕著に表れるため、点検のうえ随時新しいものへと交換しています。

今後も円滑に水利用ができるよう計画的に更新・補修を行い、長寿命化を図っていきたいと考えています。



旧

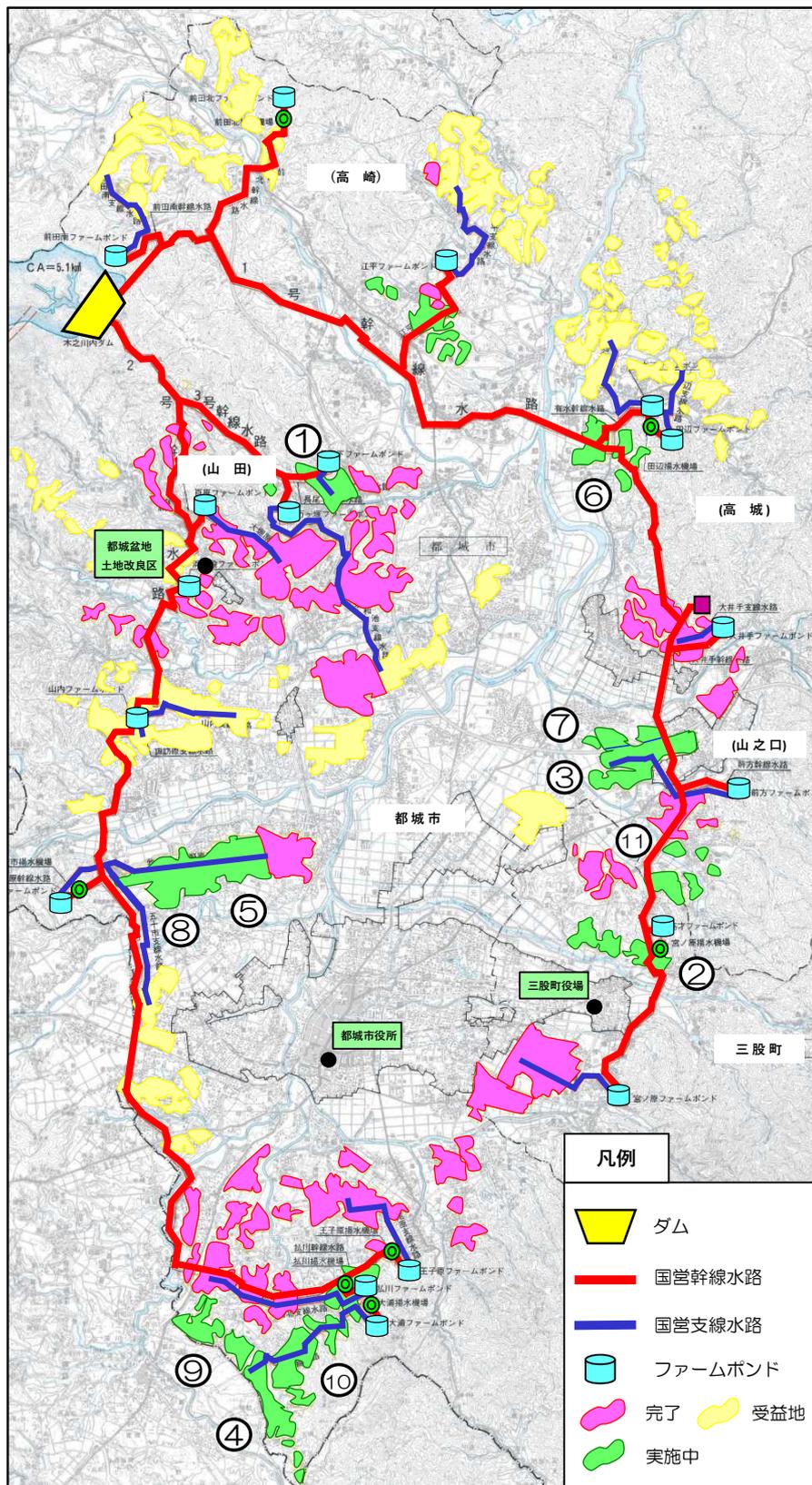
新

# 県営事業について

県営事業完了地区・実施地区は下記のとおりです。

事業実施期間中であれば、給水栓を自己負担無しで設置することができ、散水器具を2割以下の負担額で導入することができます。散水器具の導入をご検討中の方へは一定の条件で無料の貸出も行っています。  
 ※散水器具の種類及び予算の都合により、ご希望に沿えない場合もあります。また、申し込みには期限がございますので早めにご相談ください。

● 連絡先：都城市役所 本庁舎4階 農産園芸課 畑かん営農推進担当 (0986) 23-2425



○事業実施地区

番号	地区名	主な所在地	完了年度(予定)
1	長尾下1期地区	都城市山田町	R3
2	高才第1地区	三股町	R4
3	前方第4-1期地区	都城市山之口町・高城町	R4
4	弘川第2-1期地区	都城市梅北町	R4
5	牧之原2-2期地区	都城市乙房町	R4
6	石山地区	都城市高城町	R4
7	前方第4-2期地区	都城市山之口町	R4
8	牧之原2-3期地区	都城市関之尾町	R4
9	弘川第2-3期地区	都城市梅北町	R4
10	弘川第2-2期地区	都城市梅北町	R5
11	高才第3地区	都城市山之口町・三股町	R6

これからどんどん  
 実施地区が完了していくね♪  
 畑かんの水を活用して都城  
 盆地地区の農業を私たち  
 一緒にもっともっと  
 発展させましょう!



しずくちゃん



かんたくん

どの散水器具もたくさん  
 長所をもっているから、  
 ほ場の面積や作物の  
 種類によって1番適している  
 散水器具を考えよう!

# 組合員の皆さまへ

次のような時には、必ず土地改良区へご連絡ください。※書類の提出が必要です。

## 水の利用を開始するとき

### ●利用前に必ずご連絡ください。

水を利用する場合には申請が必要です。なお、申請した畑について次年度も水利用する場合は、再度申請の必要はありません。

※水利用の種別・場所を変更する際にも手続きが必要です。  
※無断での水利用は、盗水となります。

## 水の利用をやめるとき

### ●利用をやめる際にご連絡ください。

4月以降に水利用されない場合は、5月中旬までに休止の届出をお願いします。

※休止の届出がない場合は、賦課が継続されますのでご注意ください。  
※10月に賦課通知書を送付してから休止の連絡が多数ありますが、その年度までは賦課金を納付していただくこととなります。(翌年度より休止となります。)

## 組合員資格の変更があったとき

- 土地の所有権（売買・相続等）・耕作権の移動
- 住所の変更
- 組合員の死亡や農業者年金受給による経営移譲等

### ※ご注意を！！

上記のような時は、土地改良法第43条第1項により組合員から土地改良区へ届け出るように義務付けられています。

また、農地を取得する時に、その土地に滞納賦課金があるまま取得すると土地改良法第42条(権利義務の承継)により、新しく取得した方に滞納賦課金の納付義務が課せられますのでご注意ください。

★法務局や都城市・三股町、農業委員会への届出だけでは土地改良区の台帳は変更されません。  
必ず当土地改良区に届出をしてください。

上記の届出用紙及び口座振替依頼書は、当土地改良区以外に、

『都城市役所各総合支所 産業建設課』・『三股町役場 農業振興課』・『都城市役所 農産園芸課』  
『都城市役所 中郷地区市民センター』・『都城市役所 志和池地区市民センター』に置いてあります。

また、お電話をいただければ必要書類を送付いたします。

(※当土地改良区のホームページからダウンロードすることも可能です。)

ご意見、お問い合わせは・・・

## 都城盆地土地改良区

〒889-4601  
宮崎県都城市山田町山田3881番地7

TEL : (0986) 45-6695

FAX : (0986) 29-4457

E-mail : jimukyoku@miyakonojo-bonchi.jp

URL : <http://www.btm.ne.jp/~m-bonchi.lid/>

